

笹山浄水場 R 8 新工修専第 3 号
2 号高速凝集沈殿池分解点検整備工事
仕 様 書

令和 8 年度
新潟工業用水道事務所

笹山浄水場 2号高速凝集沈殿池分解点検整備工事 仕様書

第1章 一般事項

第1編 総則

- 1 本工事は、新潟県企業局財務規程、建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）、新潟県土木部工事標準仕様書、工事請負契約書及び建設業法によるほか、設計図書による。
- 2 工事目的
本工事は、2号高速凝集沈殿池の分解点検整備（インペラ、スクレーパ駆動部除く）を行い、高速凝集沈殿池の安定運転を維持すると共に、工業用水の安定供給を図ることを目的とする。
- 3 工事期間
契約日を締結した日から令和9年3月19日（金）まで
- 4 施工場所
新潟市北区笹山 地内 笹山浄水場
- 5 本工事及び工事に使用する材料等については、下記の最新関係国内法規、規格、基準等に適合するものとする。
 - (1) 日本産業規格（JIS）
 - (2) 電気学会・電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (3) (一社)日本電機工業会規格（JEM）
 - (4) (一社)日本電線工業会規格（JCS）
 - (5) (一社)日本電設工業会規格（JECA）
 - (6) 公共建築工事共通仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - (7) 公共建築工事共通仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - (8) (一社)電気協同研究会の基準・指針
 - (9) 電気設備技術基準
 - (10) 工業用水道施設設計指針・解説（（一社）日本工業用水協会）
 - (11) (公社)日本水道協会（JWWA）
 - (12) その他関連する規格・指針等
- 6 監督員
監督員の業務に関する用語の定義は次のとおりである。
 - (1) 監督員とは、新潟県企業局財務規程第171条に規定する県財務規則の別記約款第10条第1項により、発注者から受注者に通知された職員をいう。
 - (2) 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - (3) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
 - (4) 立会とは、設計図書に示された施工等の段階において、監督員がその場に臨み施工等の内容を把握することをいう。
 - (5) 検査とは、設計図書に示された施工等の段階及び材料について受注者等の測定結果に基づき、監督員が出来高、品質、規格、数量、性能等を確認することをいう。
- 7 設計図書
設計図書とは、設計書、図面及び仕様書をいう。
- 8 協議
協議とは、書面により設計図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 9 疑義に対する協議
設計図書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、監督員と協議する。
- 10 協議結果の処置
監督員と協議を行った結果、必要に応じて設計変更を行う。
協議の結果、軽微な変更と判断されるものは設計変更しない。

- 11 軽微な変更
 工事施工に際し、特記仕様書、設計図書で明示がなくても技術上及び機器設備の機能上当然施工しなければならない軽微な工事、並びに現場の収まり、取り合いによる変更は監督員の指示によって行う。
- 12 別契約の関連工事
 場内にて別契約の関連工事がある場合は、監督員の指示により、当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な進捗を図る。
- 13 諸法規の遵守
 受注者は、工事施工に当たり労働基準法、労働安全衛生法等、諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、危険防止に万全の処置を講ずる。
- 14 仮設備
 受注者は、笹山浄水場の用地内に工所用仮設備（詰所、倉庫及び材料置場）が必要な場合は、監督員と協議する。
- 15 提出書類
 下記にあげる書類等を提出する。また、部品の設計製作に先立ち、その設計要旨のほか、重要な各部の寸法、形状、材質、作用等については承諾申請図書を作成し、承諾を得る。
- (1) 契約時に提出（契約締結後7日以内）
- | | |
|--------------|------------------|
| ア 工事着手届 | 1部 |
| イ 実務経歴書 | 1部（現場代理人及び主任技術者） |
| ウ 各種資格証明書の写し | 1部 |
| エ 全体工程表 | 1部 |
- オ その他
- (2) 契約後速やかに提出
 製作及び施工上必要な図書（施工図、機器図、カタログ等）は遅滞なく作成し、監督員の承諾を得る。
- | | |
|---------|----|
| ア 施工計画書 | 2部 |
| イ 承諾図 | 2部 |
| ウ 施工図 | 2部 |
- (3) 監督員の指示により提出
- | | |
|----------------|----|
| ア 打合せ議事録 | 2部 |
| イ 工事日誌 | 1部 |
| ウ 詳細工程表（月間、週間） | 2部 |
- (4) 履行時
- | | |
|-----------------------|----|
| ア 工事履行届 | 1部 |
| イ 完成写真 | 1部 |
| ウ 完成図書(以下の物を一綴りとして提出) | 2部 |
- (ア) 工事報告書
 工事結果、及び懸案事項などをまとめたもの
- (イ) 実施工程表
 計画工程表に実績を朱書きしたもの
- (ウ) 施工計画書
- (エ) 完成図（決定図）及び原図（電子データにしたもの含む(JWW及びPDF)）
- (オ) 工事日誌
- (カ) 打合せ議事録
- (キ) 各種試験成績書
- (ク) 工事写真（電子データにしたもの含む）
- (ケ) 引渡備品等一覧表
- (コ) 取扱説明書
- (サ) 撤去品調書
- (シ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (ス) その他

16 工事の心得

本仕様書及び設計図書等により設計の方針を十分把握し、事前に現地の実状調査を十分に実施し、工法の検討、工程の実施計画及び他工事関連部署（土木工事関係、その他）との調整を行い工事開始する。また、施工にあたっては、完成後の点検、維持管理、運用ができるだけ容易に行えるように留意し、特にネズミや虫の侵入、錆、腐食、凍結、積雪、台風等の対策を考慮する。

17 作業時間

受注者は、工事实施の都合上、監督員の通常の勤務時間以外又は休日に作業を行う場合は、予め監督員の承諾を得る。

18 発生材の処理

(1) 発生材はまとめて写真を取り、引き渡しを要するものは指示された場所に整理の上、写真及び撤去品調書を添えて監督員に引き渡す。

(2) 引き渡しを要しないものはすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

19 工事の引き渡し及び引き取り

(1) 発注者から受注者への工事引き渡しは、停止操作等を伴うため、監督員と受注者の両者立ち会いによる確認後とする。

(2) 受注者から発注者への工事引取りは、完成検査合格後とする。

20 部分使用

発注者の都合により、工事完成前に工事物件を使用する場合がありますので、その場合は、協議のうえ承諾を得て使用するものとする。

21 業務上知り得た事項は、他に漏らしてはならない。

22 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

23 アスベスト除去等工事安全対策チェックリストを活用し、事故防止を図ること。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1235073701561.html>

第2編 工事現場管理

1 現場代理人

現場代理人とは、約款第11条に規定する現場代理人を言い、現場に常駐し、現場の運営取締りを行う者である。

2 現場管理

(1) 監理技術者もしくは主任技術者は、当該工事が建設業法第26条第3項に該当する場合においては、当該工事現場において専任でなければならない。

なお、監督員が認めた場合は現場代理人を兼務できる。

(2) 受注者は、同一場所又は隣接した場所において別途工事又は当事務所職員による作業などがある場合、互いに譲り合いの精神を持って協調し、相互の業務に支障のないように努める。

(3) 受注者は、工事中の豪雨その他天災に対して平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておく。

3 安全管理

(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、労働基準法、労働安全衛生法など関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合はこれに協力する。

(2) 工事着手後、現場に即した安全訓練等を原則として作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割りあてて実施しなければならない。その実施状況については、安全訓練実施報告書としてまとめ、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、完成図書と一緒に提出しなければならない。

(3) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。

(4) 工事現場には、関係者以外の立ち入りを禁止するようロープ等で囲い、「立入禁止」の表示、工事看板等により工事関係者以外の者に対して注意を喚起する等の適切な措置を講ずる。

(5) 安全用具を適切に使用する。

(6) 建設機械は有資格者に操作させる。危険物等は有資格者に管理させる。

(7) 定期的な健康診断を実施する等、工事関係者の健康状態を常に把握しておく。

始業前ミーティング等を通じて現場作業者の当日の体調を確認し、体調不十分な者に対しては、就労を制限させる。

(8) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令などに従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

ア 第三者に災害を及ぼしてはならない。

イ 公害の防止に努める。

ウ 善良な管理者の注意をもってしてもなお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。

(9) 万が一災害又は公害が発生した場合は、人命の安全確保を最優先するとともに二次災害の防止に努め、直ちにその経緯を監督員に報告する。

4 火気使用

(1) 火気を使用する場合は、発注者の承諾を得なければならない。また、その際は事前に消火器を準備する。

(2) ガソリン、軽油等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

5 清掃、後片付け

(1) 工事中に生じたゴミ、その他は、受注者が処理し、現場内を常に清潔に保つ。

(2) 工事が完了したときは、受注者が所管する残骸は速やかに持ち出し、跡片付けをする。

第3編 工程表、施工計画書

1 実施工程表

(1) 施工に先立ち、契約書に基づいて提出した工程表により実施工程表を作成し、提出する。

(2) 実施工程表に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表を速やかに作成し、監督員の承諾を得る。

- (3) 上記の実施工程表を補完する資料として週間又は月間工程表、工種別工程表等を監督員の指示により作成し、提出する。
- (4) 別契約工事と関連のある場合は、監督員の指示を受けて調整する。

2 施工計画書

- (1) 施工にあたっては、事前に施工計画書を作成し、提出する。
- (2) 施工計画書には、次の事項について記載する。
 - ア 工期
 - イ 現場管理
 - (ア) 受注者の組織図（作業員名簿、作業資格者、指揮命令系統）
 - (イ) 現場仮設計画
 - (ウ) 予想される災害、公害等の種類と対策（安全教育）
 - (エ) 出入口の管理
 - (オ) 危険箇所の点検方法
 - (カ) 緊急時の連絡方法（現場に掲示）
 - (キ) 火災予防（消火器、喫煙場所の指定）
 - (ク) 夜間警戒
 - ウ 作業実施要領書
 - (ア) 使用機材、工具等
 - (イ) 施工法
 - (ウ) 養生
 - エ その他必要事項

第4編 工事材料

1 工事材料

- (1) 材料は新品とし、監督員の承諾を受けたものとする。
- (2) 機材の品質が明記されていない場合は、他の機材の品質と比べてバランスのとれた品質のものとする。
- (3) 現場搬入時、承諾した工事材料であっても、使用するとき監督員が変質又は不良品と認めたものは、これを使用してはならない。
- (4) 別紙「県内調達に関する特記仕様書」のとおり、県内資材の優先使用に努める。

第5編 貸与、資材工具

1 貸与品

貸与品の使用にあたっては安全率等を十分考慮し、万一貸与品の使用で生じた事故であっても、その責は受注者の責とする。また貸与品に損傷等を与えた場合は、同等以上の代替品をもって返却する。

2 現場事務所等

現場事務所、資材置き場、駐車場等が必要な場合には、監督員の指定する範囲で無償貸与できる。

3 工事に用いられる電力及び水

- (1) 本工事の施工にあたり、工事に用いられる電力及び水は、場内設備から可能な範囲で供給するが、供給を受けるにあたっては発注者の承諾を得る。※ 有償
- (2) 停電作業等に伴い、商用電源供給が困難な場合は、受注者の負担で仮設電源等を用意する。

第6編 記録

1 作業実績の報告

- (1) 受注者は、現場作業期間中は下記事項について記載した工事日報を原則として毎日作成し、毎日の作業終了時に監督員へ提出、報告する。
 - ア 当日の作業予定（作業内容、施工方法、材料の搬入及び作業手順）
 - イ 作業実績（作業内容、労務者の職種、人数、実働時間、使用機器等）
 - ウ 危険予知活動の実績
 - エ その他工事全般的経過を示すもの
- (2) 作業終了時には当日の施工実績を報告するとともに、翌日の作業計画を監督員と打合わせる。

- (3) 受注者は、監督員が施工の適切なことを証明する必要があると認め、指示した場合は、工事写真、見本品、試験成績表など必要な資料を整備して提出する。
- 2 打合せ議事録
- (1) 受注者は、監督員が指示した事項又は監督員と協議した事項について記録し、監督員に提出する。ただし、軽易な事項については監督員の承諾を受けて省略することができる。
- (2) 打合せ議事録には、受注者、発注者どちらからの発議かが判るように、また、その結果が判るように記す。
- 3 工事写真
- (1) 工事写真は、材料・施工状況を業務の進行とともに撮影し、業務内容、施工箇所が判るように黒板等を利用して撮影する。
- (2) 写真はカラー写真とし、機材の数量、被写体の状態、寸法等が解りやすいようにスケールその他を当てて撮影する。
- (3) 工事完了後に外面から明視できなくなる箇所は、監督員立会により工事状況を撮影する。
- (4) 写真帳は「A4版縦」とし、写真同士が張り付かないようにする。
- (5) 撮影の際は、工事種別及び工事場所がわかるよう黒板を利用する。
- 4 完成写真
- (1) 工事着手前と完成後の状況を対比できるように、同じ場所、同じ角度で撮影する。
- (2) 写真はカラー写真とし、工事着手前と完成後の写真を上下に並べ台紙に整理し、提出する。台紙のサイズは「A4版縦」とする。
- (3) 完成写真には黒板等は使用しない。
- 5 完成図書
- (1) 工事が完成したときは、監督員の指示により「第1編 総則」の「15 提出書類」で記した完成図書に下記を加えて作成し、監督員に提出する。
- ア 労働安全衛生活動の記録
 - イ 機器の現状調査の記録、所見
 - ウ 調整、試験、測定等の記録及び所見
 - エ 維持管理の重要事項
 - オ 次回の工事に検討すべき事項
- (2) 試験及び測定の結果には、簡易な実体図及び測定試験回路図を付け、記録表には試験測定結果の他に次のことを必ず明記する。
- ア 被試験機器名
 - イ 使用測定器名及び仕様
 - ウ 測定者名
 - エ 立会者名
 - オ 年月日、時刻
 - カ 天候、温度、湿度等
 - キ 基準値及びその根拠
 - ク その他必要事項

第7編 検査等

1 施工検査

- (1) 設計図書に定められた場合及び監督員の指定した工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。
- (2) 合格した工程と同じ工法により施工した部分については、以後の監督員の検査は抽出検査とする。ただし、監督員が特に指示したものはこの限りでない。

2 工事検査

- (1) 工事検査とは、約款第32条第2項の規定に基づき、発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）が約款第32条、第38条及び第48条の規定に基づき確認を行うことをいう。
- (2) 履行日から起算して14日以内に、発注者が指示する工事検査を実施する。
- (3) 工事完了後に外面から明視できなくなる箇所は、その前に臨時検査を実施する。
- (4) 工事の既成部分検査、臨時検査及び完成検査については、現場代理人が必ず立会う。
- (5) 受注者は、検査のために必要な材料、器具、測定器類及び技術者等を準備する。

- (6) 受注者は検査のために必要な資料の提出、試験項目、その他の処置等については、検査員の指示に従う。
- (7) 受注者は工事中（臨時検査）又は工事終了（完成検査）したとき検査員が立会って実施する検査及び試験に合格しなければならない。
- (8) 検査員が立会う試験項目は監督員の指示による。
- (9) 工事検査に要する費用は、全て受注者負担とする。
- (10) 工事検査の手順、要領書などを事前に提出し、発注者の承諾を得る。
- (11) 工事検査の結果、検査員が不相当と判断した場合は、発注者の指示に従い受注者の負担により処理しなければならない。

第2章 共通工事仕様

第1編 仮設工事

1 仮設材料

仮設に使用する材料は、請負工事施工上差し支えないものとする。

2 足場

足場は、木材、鉄鋼等設計図書による足場材で、安全かつ堅牢に取付機器等を損傷させないようにする。

3 重量物用敷材、その他

重量物の機器の仮置整備用には、床保護材のため敷材を使用する。

また、重量物の形状に合った角材、板材及びビニールシートを用いて、機器の転倒、滑り及び損傷を受けないようにする。

4 工具、材料置場

(1) 機材及び作業用工具は所定の場所に整然と保管する。

(2) 洗油、シンナー、ワニス、塗料等の持込は最小限とし、監督員の指示した場所に置く。また、置き場所は勿論、それを使用する場所にも「火気厳禁」の表示をして消火器を置く。

第2編 塗装工事

1 留意事項

(1) 素地調整後、速やかに下塗りを施工する。

(2) 作業にあたっては、構造物及びその他の汚損を防ぐため、適当な防護をし、汚損した場合は、速やかに揮発油等で除去する。

(3) 塗装方法は刷毛塗りとし、手の届かないところのみ吹き付けとする。

(4) 全面を均一の厚さに塗装する。また、滑動部に付着した塗料は除去し、塗り残し、むら、気泡等のないよう十分注意する。

(5) 各工程（下塗り、中塗り、上塗り）の塗装完了後、塗装厚測定器により塗装厚を測定し、その記録を監督員に提出する。

第3編 電気工事

1 電力用ケーブル

(1) 接続は、接続面をよく磨いてボルト締めとし、締め付け後は絶縁テープを巻くなどして絶縁強度を保つ。

(2) 接続点には、張力が加わらないように施工する。

(3) 主回路導体には、その端子部に相の色を明示する。明示の方法は、監督員の指示による。

2 制御ケーブル

(1) 端子台と接続するために圧着端子を取り付けるときは、芯線のサイズに合った丸端子とし、端子圧着部はビニルキャップ等で保護する。

(2) 制御ケーブルの荷重が直接端子部にかからないように、ケーブルをインシュロック等で盤に固定する。

(3) 制御ケーブルの両端に、線番号、行き先、用途等を記入した札等を必ず付ける。

3 機器

(1) 電線と機器端子との接続は、接続点に張力が加わらないように施工する。

(2) 接続は十分締め付け、振動等により緩む恐れがある場合は、二重ナットを使用する。

4 その他

(1) 不要となる電線、ケーブル類は撤去する。

(2) 機器等の操作を必要とする場合は、監督員の指示に従う。

第3章 工事仕様

第1編 工事概要

- | | |
|--------------------|----|
| 1 スクレーパ回転機構部分解点検整備 | 1式 |
| 2 コーナースクレーパ分解点検整備 | 1式 |
| 3 試験及び調整 | 1式 |

第2編 分解点検整備前測定

分解点検整備前に、機器の運転状態を十分に把握し、下記の事項について測定及び記録を行う。なお、分解前後の測定試験は、監督員の立会のもとに行う。

分解点検整備前の測定試験等は、以下の順序で行う。

- ① 負荷時（充水時）の測定試験
- ② 抜水作業
- ③ 沈殿池内清掃
- ④ 無負荷時（抜水時）の測定試験
- ⑤ 沈殿池内の仮設足場（階段等）の設置
- ⑥ 分解点検整備

※②及び③については発注者が行う。なお、抜水には約7日を要する。

各機器の測定試験

1 インペラ、スクレーパ駆動機

- (1) 振動測定
- (2) 騒音測定
- (3) 温度測定
- (4) 絶縁抵抗測定
- (5) 負荷電流測定
- (6) センタリング及びカップリングの面間測定
- (7) インペラバンドの幅測定
- (8) 測定方案

ア 上記測定は、負荷（充水）時、無負荷（抜水）時、共に実施する。

イ 振動、騒音、温度、負荷電流の測定については、回転数の最高、中間、最低の3段階で実施する。

ウ 温度測定は、温度が安定するまで継続する。

2 スクレーパ回転機構部

- (1) 縦ローラー摩耗測定
- (2) 横ローラー摩耗測定
- (3) レール摩耗測定
- (4) ラック、ピニオン摩耗測定及び嚙合測定
- (5) 縦ローラーとレールの芯ずれ測定
- (6) 横ローラーとレールの隙間測定
- (7) レール水平度測定

3 コーナースクレーパ

- (1) コーナローラーとレールの芯ずれ測定
- (2) コーナーガイドレール水平度測定
- (3) コーナースクレーパブレードエッジと床面の隙間測定
- (4) スパイラルブレードエッジと床面の隙間測定

第3編 点検整備

工事の施工にあたっては、十分に本設備の機能及び構造を熟知することに努め、また、新設時の組立記録及び過去の分解点検記録を精査し、遺漏のないよう実施することは勿論であるが、下記の事項に従って、綿密丁寧に誠意をもって施工する。分解した個々の機器及び部品については、十分な清掃の上、下記の事項に従い精密点検及び整備を実施する。

1 共通事項

- (1) 機器及び部品の亀裂、磨耗、腐食、破損、変色、発錆等の点検及び記録を行う。
- (2) 油脂類は、全て交換する。
- (3) オイルシール、パッキン類は、指定した物を全て交換する。
- (4) 交換を予定している部品で、点検の結果、次回の分解点検整備まで機能を維持できるものについては再使用する。この際、判定理由を付した点検結果を提出し、再使用可否かを監督員と協議する。
- (5) 交換を予定していない部品で、点検の結果、再使用に適さないと認められる場合は、監督員と速やかに協議する。
- (6) 高速凝集沈殿池内へ安全に通行できる昇降用の仮設階段を設置する。仮設階段には踊り場を設け、スクレーパの動作の支障にならないよう取り外せる構造にする。
- (7) 工事により塗装が剥がれた箇所については、補修塗装を行う。

2 分解・組立時の留意事項

- (1) 分解前に機器の状態を詳細に点検、調査及び測定し、記録する。「第2編 分解点検整備前測定」による。
- (2) 使用工具、測定器具は、適正なものを使用する。また、打撃工具を使用するときは、安全を十分確認するとともに、機器に損傷を与えない。
- (3) カップリング及びその他必要箇所に合マークを施す。また、調整ライナ等は寸法、位置の確認を怠らない。
- (4) 本体、部品、使用工具類を高速凝集沈殿池内に落とさないよう、十分な養生をするとともに、安全作業に努める。
- (5) 油脂、塗料等を高速凝集沈殿池内に混入させないよう十分注意する。混入させた場合は、受注者の責任で全てを処理する。

3 スクレーパ回転機構部

- (1) 別表1の部品交換を行うこと。
- (2) スクレーパ全体が滑らかに回転するように施工すること。
- (3) 縦ローラー10組が同時に回転するよう取り付けること。また、レールの当たりが縦ローラーの中央になるよう施工すること。
- (4) 横ローラーは、レールの横面に接触回転するように取り付ける。また、レールの当たりが横ローラーの中央になるよう施工すること。
- (5) レール油受け、ラック油受けは、歪み、曲がり等のないようにすると共に油漏れを起こさないように取り付けること。
- (6) 給油装置の銅配管はエア抜きを行い、配管先端にグリースが達したことを確認してから、各軸受に接続すること。
- (7) 防雪カバーを取替えること。
- (8) 塗装の詳細については、第4編6塗装による。

4 コーナースクレーパ

- (1) 別表2の部品交換を行うこと。
- (2) ブレードはN₂による0.2 [MPa] 気密試験を実施し、N₂封入をして取替えること。
- (3) エッジ取り付ける後の調整は、床面の高い箇所を基準とすること。
- (4) 塗装については、第4編6塗装による。

5 塗装

ア 補修塗装は、既存同等以上とする。

【参考】平成 29 年度 2 号アクセレータ分解点検整備工事 塗装仕様

(ア) 水中部

水処理用エポキシ樹脂塗料

① 下塗り	標準塗膜厚	125 μ m
② 中塗り	標準塗膜厚	125 μ m
③ 上塗り	標準塗膜厚	125 μ m

(イ) 水上部

変性エポキシ樹脂塗料

① 下塗り 1 層目	標準塗膜厚	60 μ m
② 下塗り 2 層目	標準塗膜厚	60 μ m
③ 下塗り 3 層目	標準塗膜厚	60 μ m

弱溶剤可溶型エポキシ樹脂塗料

③ 中塗り	標準塗膜厚	30 μ m
-------	-------	------------

ポリウレタン塗料

④ 上塗り	標準塗膜厚	25 μ m
-------	-------	------------

イ スクレーパ回転機構部の点検扉に上記（イ）同等以上の補修塗装を行うこと。

ウ 駆動機架台のスクレーパ駆動機スライドカバー戸当たり部に上記（イ）同等以上の補修塗装を行うこと。

エ 駆動機架台のスクレーパ駆動機カップリングに上記（イ）同等以上の補修塗装を行うこと。

オ スクレーパピニオン取付部隙間のアクリル板を交換すること。

カ 各部取付後は、補修塗装を行うこと。

第 4 編 機材搬入・搬出

1 クレーン

(1) 以下のものを吊り上げ、吊り下げするため、クレーンを用意すること。クレーンは自走式ホイールクレーンとし吊り上げ荷重は 25t と 16t を用意すること。他種のクレーンが必要な場合は、その理由を申し出ること。

ア スクレーパ回転機構部

イ コーナースクレーパ部品 他

(2) 仮設物の搬入及び搬出に用いる自走式ホイールクレーンについては、適切な吊り上げ荷重のものを使用すること。

(3) アウトリガーの足場には、十分な大きさの敷き鉄板を必ず用意し、クレーンが倒れることがないようにすること。

2 トラック等

(1) 本工事に必要なトラックを用意すること。

3 仮設足場

(1) 沈殿池内を安全に昇降できるように、仮設足場を設置する。

ア 枠組足場とし、安全ネットを付する。

イ 掛面積は、2.4[m]（幅）×6.0[m]（高）以上とする。

ウ 仮設中であってもスクレーパを回転できるように設置する。

- (2) コーナースクレーパ部の作業を行うため、フットプレートに仮設足場を設置すること。
 - ア 単管傾斜足場とする。
 - イ 掛面積は、2.0[m]（上底）、2.9[m]（下底）、5.8[m]（高）の台形部分2面とする。
 - ウ 設置箇所は、スクレーパ部の2箇所とする。
- 4 仮設期間
- (1) 仮設期間は、150日とする。

第5編 組立試験調整

分解点検整備を完了した機器は、下記の事項を考慮の上、綿密丁寧に組立調整及び測定試験を行う。

1 組立調整

- (1) ボルト類の締め付けは、片締めとならないように対称的に行い、廻り止めを施す部分は完全にこれを行う。
- (2) 組立前に見落とし箇所、バランス及び調整箇所の未完が無いか注意し、作業に掛かる。
- (3) 組立に必要な丸ゴムパッキン、シートパッキン、Oリング等は新品を使用する。
- (4) 工事施工前と施工後で、同じ操作方法とする。
- (5) 据え付け後、架台等を補修塗装する。

2 測定試験

組立調整後の機器の運転状態を十分に把握し、分解点検整備前の状態と比較して機能が回復していることを確認するため、以下の測定及び記録を実施する。分解前後及び更新前後の測定試験は監督員の立会のもとに行う。測定項目は分解点検整備前測定と同じとする。測定試験等は、組立調整完了後に以下の順序にて行う。

- ① 組立・調整
- ② 高速凝集沈殿池内の仮設足場（階段）の撤去
- ③ 無負荷（抜水時）の測定試験
- ④ 充水作業（約2日）
- ⑤ 負荷（充水時）の測定試験

3 インペラ、スクレーパ駆動機

- (1) 振動測定
- (2) 騒音測定
- (3) 温度測定
- (4) 絶縁抵抗測定
- (5) 負荷電流測定
- (6) センタリング及びカップリングの面間測定
- (7) インペラバンドの幅測定
- (8) 測定方案

ア 負荷（充水）時、無負荷（抜水）時、共に実施する。

イ 振動、騒音、温度、負荷電流の測定については、回転数の最高、中間、最低の3段階で実施する。

ウ 温度測定は、温度が安定するまで継続する。

4 スクレーパ回転機構部

- (1) 縦ローラー摩耗測定

- (2) 横ローラー摩耗測定
 - (3) レール摩耗測定
 - (4) ラック、ピニオン摩耗測定及び嚙合測定
 - (5) 縦ローラーとレールの芯ずれ測定
 - (6) 横ローラーとレールの隙間測定
 - (7) レール水平度測定
- 5 コーナースクレーパ
- (1) コーナーローラーとレールの芯ずれ測定
 - (2) コーナーガイドレール水平度測定
 - (3) コーナースクレーパブレードエッジと床面の隙間測定
 - (4) スパイラルブレードエッジと床面の隙間測定

第6編 撤去品について

1 鋼構造物

撤去した鋼構造物（水上部、水中部共）は、監督員が指定する場所に集積すること。

2 その他

軽微なものについては、法令に従い適正に処分すること。

第7編 その他

- 1 工事中に不備が生じた場合は、監督員に速やかに連絡をし、指示を受ける。
- 2 機器等の操作を必要とする場合は、監督員の指示に従う。
- 3 現場作業中は、現場代理人が常駐する。
- 4 現場作業中には、安全管理者を定め、作業者の安全を確保すると共に、事故等を起こさないように留意する。
- 5 点検整備記録は、必要な整備項目を記入の上、提出する。
 - (1) 各種点検整備記録
 - (2) 測定記録
 - (3) 試験記録
 - (4) 報告書

